

一般社団法人日本小児血液・がん学会 学術集会プログラム委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会学術集会プログラム委員会（以下「委員会」という。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、学術集会プログラム構成に関する事項についての実務を執り行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が行う業務は以下の通りとする。

1. 学術集会のあり方を検討し、大枠を決定する。
2. 学術集会会長と連携して学術集会プログラムの構成を行う。
3. 学術集会のあり方について定期的に見直していく。
4. 優秀演題の選定および表彰を行う。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員8名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. メール審議では委員の3分2の参加をもって会議の成立とする。
3. 議決は会議に参加した委員全員の合議とする。
4. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成 28 年 1 月 27 日より施行する。